

各務原市

子どものみらい応援プラン

〈 第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画 〉



概要版

1 計画策定の趣旨・計画期間

本市では、前計画である「第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況や課題を整理し、さらなる施策の進展を目指し、令和2年度から5年間を計画期間とする「各務原市子どものみらい応援プラン(第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画)」を策定しました。

2 計画の位置づけ(他計画との関連)

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。第2期では、新たに「貧困世帯の子どもへの支援(子どもの貧困対策計画)」を本計画に組み込みました。

各務原市総合計画(平成27年度～令和6年度)
笑顔があふれる元気なまち～幸せ実感 かかみがはら～

各務原市地域福祉計画

各務原市 **子どものみらい応援プラン**
(第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画)
(令和2年度～令和6年度)

- 「行動計画」
- 「母子保健計画」
- 「子どもの貧困対策計画」

整合

- 障がい者スマイルプラン
- 高齢者総合プラン
- 元気プラン21
- 男女共同参画プラン



各務原市の子育て支援における特徴

「きずな ～人と人とのつながり～」

- ★ **親と子、子と子、親と親、家族と家族の「きずな」づくり**
親子が遊びを通じた関わりの中で、子どもや親同士のつながりを深め、育児の楽しさや悩みを共有できる仲間づくりを支援します。
- ★ **子育て家庭と地域の「きずな」づくり**
育児の応援活動を推進し、市民の見まもりや応援を充実することで、より安心な育児につなげます。
- ★ **子どもと地域の「きずな」づくり**
子どもの安全や、さまざまな体験活動を地域の自主的な活動で支え、地域市民が子どもとの関わりに喜びを感じるとともに、子どもや子育て家庭が地域に見まもられていると感じる環境をつくります。
- ★ **親の学びによる親子の「きずな」づくり**
親が子どもの成長に応じた育児を学ぶ機会や内容を充実することにより、育児不安を減らし、より楽しい育児につなげます。

基本理念

すべての子どもと親が幸せを実感できるまち ～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～

次世代を担う子どもが健やかに育つためには、子育てに最も重要な責任を担う家庭の幸せを、地域社会全体で支えていくという認識が必要です。よりきめ細かく温かい子育て支援の充実を図るため、市民や地域の団体、企業や行政等がそれぞれの特性を活かしながら、地域全体と連携して各種施策を推進していきます。

基本目標ごとの取組

基本目標Ⅰ

子育て家庭を支える環境づくり

- ① **子育て支援サービスの充実**
 - 多様な保育サービスの充実
 - 児童健全育成事業の充実
 - 子育て支援の充実
- ② **親子のふれあいの場の充実**
 - 親子のふれあいの場の充実
 - 次世代の親の育成
- ③ **安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり**
 - 切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援の充実
 - 相談支援体制の充実

基本目標Ⅱ

地域の子育て支援力の向上

- ① **地域の子育て支援の充実**
 - 子どもの居場所づくり
 - 地域の見まもり体制の充実
- ② **ボランティアの養成とネットワークの構築**
 - ボランティアの養成、連携
 - 各種団体・NPO等との連携

基本目標Ⅲ

育児力向上のための支援

- ① **学べる機会の充実**
 - 育児講座、講演会の充実
- ② **情報提供の充実**
 - わかりやすい情報の提供
 - 少子化や子育てに対する意識啓発

基本目標Ⅳ

すべての子どもと家庭への支援の充実

- ① **子どもの学びや体験の場の充実**
 - 学びや体験の場の充実
- ② **安心・安全なまちづくりの推進**
 - 子育てを支援する環境の整備
 - 子ども等の安全の確保
 - 遊び場の整備
- ③ **配慮を必要とする子どもや家庭への支援**
 - 障がい児福祉の推進
 - 子どもの虐待防止の強化
 - ひとり親家庭への支援
 - 外国にルーツを持つ子どもへの支援

基本目標Ⅴ

子育てと仕事の両立のための支援

- ① **子育てと仕事の両立支援**
 - 子育てと仕事の両立のための環境整備
 - 男女が共に子育てに取り組む意識の啓発



4 貧困世帯の子どもへの支援(子どもの貧困対策計画)

基本理念 **「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」**

基本理念の考え方

本市では、子育てや貧困を家庭のみの責任にするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた子どもの貧困対策を推進していきます。

基本方針1 貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を目指す

基本方針2 親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進する

基本方針3 子どもを見まもり育てる地域との連携を推進する

施策の展開

基本理念、基本方針を踏まえ、本市では、子どもの貧困対策に取り組むための視点を下記の6つにまとめ、施策を展開します。

ア. 教育の支援

- ★ 子どもの体験機会の充実
- ★ 教育環境整備のための支援

- ★ 教育費の負担軽減

主な取り組み ● 寺子屋事業 ● Futuro教室の運営 など

イ. 生活の支援

- ★ 子どもの居場所づくり

- ★ 相談支援の充実

主な取り組み ● 子ども館運営事業 ● 子ども食堂支援事業 など

ウ. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- ★ 妊娠・出産期から関係機関と連携した支援

主な取り組み ● 母子健康包括支援センター事業(クローバー) など

エ. 保護者の就労支援

- ★ 保護者が就労しやすい環境の整備

- ★ 就労につながる能力開発への支援

主な取り組み ● 通常保育事業 ● 高等職業訓練促進給付金事業 など

オ. 経済的支援

- ★ 各種手当や各種助成、貸付制度の活用

主な取り組み ● こども医療費の助成 ● 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付 など

カ. 施策・制度の周知、地域との連携強化

- ★ 効果的な周知方法の工夫

- ★ 地域のボランティアの力を借りた支援

主な取り組み ● 地域の子育て支援力の発掘と養成(子ども館) ● 子育て支援に関する情報提供 など

各務原市

子どものみらい応援プラン

〈第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画〉

概要版

発行日 令和2年3月

発行元 岐阜県 各務原市 子育て支援課

住所 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

T E L 058-383-1111(代表)